

## ～相続税の納税猶予制度～

先代経営者から後継者が株式の相続、遺贈を受けた場合には、課税される相続税のうち、相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分の課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

後継者が、その後も事業を継続し、株式等を保有し続けていれば、後継者の死亡時には、納税猶予されていた相続税は免除されます。

(相続税の納税猶予制度の流れ)

### <相続開始>

